

○所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱

平成18年9月26日

改正 平成20年6月27日

平成22年3月31日

平成23年3月24日

平成25年3月29日

平成26年3月10日

平成26年9月29日

平成28年1月7日

平成28年3月31日

(目的)

第1条 所沢市障害児・者移動支援事業（以下「事業」という。）は、心身の障害等のため屋外での移動に困難がある障害児・者に対し、外出のための支援（以下「移動支援サービス」という。）を行うことにより、障害児・者の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、所沢市とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援するものとする。

(事業者)

第4条 この事業は、次に掲げるもののうち市に登録した事業者（以下「登録事業者」という。）が行うものとする。

- (1) 社会福祉法人等の公益法人
- (2) 移動支援サービスを提供するにふさわしい者として市長が特に認めた団体

（平23年3月24日・一部改正）

(事業者登録)

第5条 前条に規定する登録を受けようとする事業者は、事前に障害児・者移動支援事業事業者登録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなけれ

ばならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、登録の適否を決定し、障害児・者移動支援事業事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業者登録の変更等）

第6条 登録事業者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき、又は移動支援サービスを中止しようとするときは、速やかに障害児・者移動支援事業事業者登録状況（変更・中止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（サービス提供者）

第7条 移動支援サービスに従事する者（以下「サービス提供者」という。）は、登録事業者に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護福祉士実務者研修の修了者
- (3) 居宅介護職員初任者研修の修了者
- (4) 障害者居宅介護従業者基礎研修の修了者
- (5) 介護職員初任者研修の修了者
- (6) 行動援護従業者養成研修の修了者
- (7) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- (8) 同行援護従業者養成研修の修了者

（平25年3月29日・平28年1月7日・一部改正）

（対象者）

第8条 この事業の対象者は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する障害児・者であって、市長が外出時に支援が必要と認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、屋外での移動に著しい困難がある視覚障害児・者及び全身性障害児・者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条

第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害を支給事由とする年金等の給付を現に受けている者

(5) 市長が前各号に規定する者と同程度の障害を有すると認めた者

2 前項に規定する者のほか、同項各号のいずれかに該当する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者（市が支給決定した者に限る。）であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、当該事業の対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、当該事業の対象者としな

（平25年3月29日・平26年9月29日・一部改正）

（移動支援の利用の適用関係）

第9条 法第5条に規定する障害福祉サービスのうち外出時における移動の介助及び病院等への通院のための介助は、この要綱による移動支援サービスに優先する。

（利用手続）

第10条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、障害児・者移動支援事業利用申請書（様式第4号）に世帯並びに収入及び資産の状況を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が添付書類を要しないと認めるときは、これを省略することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、利用の可否を決定し、障害児・者移動支援事業利用決定（変更・却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）には、障害児・者移動支援事業利用者証（様式第6号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による利用決定の有効期間は、利用決定日から起算して1年後の日の前日の属する月の末日までとする。

4 利用者は、この事業を利用しようとするときは、登録事業者の利用者証を提示し直接申込みをするものとする。

（利用の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用

決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行うときは、障害児・者移動支援事業利用決定取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

（届出）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、障害児・者移動支援事業利用異動届（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者が死亡し、転出し、又は転居したとき。
- (2) 利用を辞退するとき。
- (3) その他申請の内容に変更が生じたとき。

（平25年3月29日・一部改正）

（利用料）

第13条 利用者は、この事業を利用する際に、別表第1に定める移動支援サービスに要する費用の額（以下「基準額」という。）の100分の5に相当する額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下「利用料」という。）を当該登録事業者に支払わなければならない。ただし、利用者が同一の月に支払った利用料の合計額が、別表第2に定める額を超えたときは、当該月における以後の利用料は、市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、1日に5時間を超えた部分の利用料及び1月に100時間を超えた部分の利用料は、原則として利用者の負担とする。

（平25年3月29日・一部改正）

（登録事業者の遵守事項）

第14条 登録事業者は、利用者に対して適切な移動支援サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 登録事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 登録事業者は、利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。
- 4 登録事業者は、移動支援サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 登録事業者は、当該事業者における移動支援サービスの内容、移動支援サービスに要す

る料金、サービス提供者の資格、経理状況等を利用者に明示しなければならない。

6 登録事業者及びその従業者は、この事業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7 登録事業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

8 登録事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(平25年3月29日・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第15条 利用者は、利用者証の譲渡、貸与その他の不正使用をしてはならない。

(補助金)

第16条 市長は、登録事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金交付額は、基準額の100分の95（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている者の属する世帯に属する利用者については、100分の100）に相当する額（1円未満の端数が生じた場合は、これを繰り上げた額）とする。ただし、利用者が同一の月に支払った利用料の合計額が、別表第2に定める負担上限月額に達したときは、当該月における以後の補助金交付額は、基準額の100分の100に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者1人につき1日に5時間を超えた部分の利用及び1月に100時間を超えた部分の利用については、原則として補助金の交付対象としない。

4 第1項に規定する補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平20年6月27日・平25年3月29日・平26年9月29日・一部改正)

(補助金の申請)

第17条 登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害児・者移動支援事業補助金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、移動支援サービス提供の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 移動支援サービス費明細書兼実績記録票（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、障害児・者移動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（書類の整備等）

第19条 補助金の交付を受けた登録事業者は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（利用手続の経過措置）

2 この要綱の施行の際現に法附則第8条第1項第5号による外出介護のサービスを利用している者は、第10条第1項の規定による申請をしたものとみなす。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

（平28年1月7日・追加）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている障害児・者移動支援事業利用申請書の用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の障害児・者移動支援事業の利用から適用し、同日前の障害児・者移動支援事業の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第7条に該当する者は、改正後の第7条の規定にかかわらず、同条に該当する者とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

(平25年3月29日・平28年1月7日・一部改正)

移動支援サービスに要する費用の額

1 身体介護を伴う場合

1回当たりの所要時間	費用の額
30分以内の場合	2,340円
30分を超え1時間以内の場合	4,070円
1時間を超え1時間30分以内の場合	5,900円
1時間30分を超え2時間以内の場合	6,660円
2時間を超え2時間30分以内の場合	7,430円
2時間30分を超え3時間以内の場合	8,190円
3時間を超え3時間30分以内の場合	8,900円

3時間30分を超え4時間以内の場合	9,620円
4時間を超え4時間30分以内の場合	10,330円
4時間30分を超え5時間以内の場合	11,040円
5時間を超える場合であって、必要が認められるときは、次のとおり加算する。	30分当たり720円

2 身体介護を伴わない場合

1回当たりの所要時間	費用の額
30分以内の場合	810円
30分を超え1時間以内の場合	1,520円
1時間を超え1時間30分以内の場合	2,290円
1時間30分を超え2時間以内の場合	3,000円
2時間を超え2時間30分以内の場合	3,710円
2時間30分を超え3時間以内の場合	4,420円
3時間を超え3時間30分以内の場合	5,140円
3時間30分を超え4時間以内の場合	5,850円
4時間を超え4時間30分以内の場合	6,560円
4時間30分を超え5時間以内の場合	7,270円
5時間を超える場合であって、必要が認められるときは、次のとおり加算する。	30分当たり720円

別表第2（第13条関係）

（平23年3月24日・全改、平26年9月29日・一部改正）

負担上限月額

所得区分	要件	負担上限月額
生保	利用者及び当該利用者同一の世帯に属する者が生活保護法に規定する被保護者若しくは要保護者であるとき又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者若しくは支援給付を必要とする状態にある者であるとき。	0円
低所得	市町村民税世帯非課税者（利用者が障害者であるときは本	0円

	人及びその配偶者、障害児であるときはその保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、利用決定日の属する年度（利用決定日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度とする。）分の市町村民税を課されない者である場合の当該利用者をいう。）であるとき。	
一般	利用者が生保及び低所得に該当しないとき。	15,000円

様式第1号

障害児・者移動支援事業事業者登録申請書

(宛先)所 沢 市 長

所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ (印)

所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱第5条第1項の規定による事業者登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 予 定 事 業 者 の 概 要	(フリガナ) 名 称			
	所 在 地	〒		
	連 絡 先	TEL	FAX	
	従 業 者 の 配 置 状 況	責 任 者 氏 名		
		従業者数： _____ 人(常勤 _____ 人、非常勤 _____ 人)		
		資格取得者数(資格ごとに記載)		
	営 業 日			
	営 業 時 間			
傷 害 保 険 の 加 入 状 況	保険内容			

(添付書類)

- 1 従業者名簿
- 2 従業者の有する資格等の写し
- 3 傷害保険加入証書の写し

様式第2号

障害児・者移動支援事業事業者登録決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害児・者移動支援事業の事業者登録について、次のとおり決定(却下)したので通知します。

1 決定

登録番号	第 号	
事業者	所在地	
	名称	
	代表者名	
登録決定年月日	年 月 日	

2 却下理由

様式第3号

障害児・者移動支援事業事業者登録状況(変更・中止)届出書

(宛先)所 沢 市 長

所 在 地 _____

名 称 _____

代表者名 _____ (印)

所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱第5条の規定による事業者登録を受けた申請事項について、同要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 事 業 者 の 概 要	(フリガナ) 名 称			
	所 在 地	〒		
	連 絡 先	TEL	FAX	
	従業者の 配置状況	責任者氏名		
		従業者数：	人(常勤	人、非常勤 人)
		資格取得者数(資格ごとに記載)		
	営 業 日			
	営 業 時 間			
	傷 害 保 険 の 加 入 状 況	保険内容		
	変 更 ・ 中 止 の 理 由			

(添付書類)

従業者が新たに追加となった場合は、当該従業者の名簿及びその有する資格等の写しを添付

様式第4号

障害児・者移動支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先)所 沢 市 長

住 所

申請者 氏 名

(利用しようとする者との関係)

所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱第10条第1項の規定により移動支援サービスを利用したいので申請します。なお、利用料負担上限月額認定のため課税台帳等関係書類の閲覧を承諾します。

利用しようとする者	住 所	TEL	
	フリガナ氏名	男・女	年 月 日生
	身体障害者手帳	第 号	級 種
	療育手帳	第 号	種
	精神保健福祉手帳	第 号	級
申請する移動支援の種類・量	移動支援(身体介護を伴う場合) 月 時間	移動支援(身体介護を伴わない場合) 月 時間	
所得区分	下記の区分の適用を申請します。 生活保護 低所得 一般		

注 所得区分の適用申請は、事実関係を確認できる書類を添付してください。

様式第5号

障害児・者移動支援事業利用決定(変更・却下)通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあった所沢市障害児・者移動支援事業の利用について、次のとおり決定(変更・却下)したので通知します。

1 決定

利用者証番号		利用決定者	
利用決定日		利用決定者が 児童の場合は 保護者の氏名	
有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	
移動支援の種類			
移動支援の支給量			
費用負担	所得区分	負担上限月額	

特記事項	
------	--

2 却下

理由

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号

障害児・者移動支援事業利用者証					
利用者証番号					
利用者	住所	TEL			
	氏名		性別	男・女	
移動支援の種類 支給量等					
費用負担	所得区分		負担上限月額	円	
特記事項					
有効期間	年 月 日～		年 月 日		
<p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">所沢市長 印</p>					
<p>注意事項</p> <p>1 利用契約に当たっては、この利用者証を必ず登録事業者に提示してください。</p> <p>2 記載事項等の変更がある場合は、 課へ届け出てください。</p>					

様式第7号

障害児・者移動支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付け 第 号で決定した障害児・者移動支援事業の利用について、次のとおり取り消したので通知します。

	利用者証番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
利用者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	TEL		
	利用者が児童 の場合は、保 護者の氏名		続柄	
決定 内容	移動支援の 種類・支給量			
	費用負担	所得区分		負担上限月額 円

取消理由	
------	--

様式第8号

障害児・者移動支援事業利用異動届

年 月 日

(宛先)所 沢 市 長

住 所

届出人 氏 名

利用者との続柄()

次のとおり異動がありましたので届けます。

利用者	住 所	
	氏 名	
異動事項	1 死亡 2 転出(転出先) 3 転居(新住所 所沢市) 4 辞退 5 その他()	
異動年月日	年 月 日	

様式第9号

障害児・者移動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)所 沢 市 長

所 在 地 _____

事 業 者 名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

所沢市障害児・者移動支援事業実施要綱第17条の規定により、次のとおり申請します。

申請金額			百万			千			円
------	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳			年			月分		
	移動支援の種類						明細書件数	金 額
	移動支援(身体介護を伴う場合)						件	円
	移動支援(身体介護を伴わない場合)						件	円
	合 計							円

様式第11号

障害児・者移動支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付

補助金交付決定額 円

2 不交付
理由

様式第1号

(平23年3月24日・一部改正)

様式第2号

様式第3号

(平23年3月24日・一部改正)

様式第4号

(平20年6月27日・平23年3月24日・平25年3月29日・一部改正)

様式第5号

(平26年3月10日・全改、平28年3月31日・一部改正)

様式第6号

様式第7号

様式第8号

(平23年3月24日・一部改正)

様式第9号

(平23年3月24日・一部改正)

様式第10号

様式第11号